

# 中国の死刑執行猶予制度について

鄭  
澤  
善

## 目次

- 一、はしがき
- 二、死刑執行猶予制度の由来
- 三、死刑執行猶予制度の歴史的根源
- 四、死刑執行猶予制度の立法趣旨
- 五、死刑執行猶予制度の特色及び問題点
- 六、判例から見た死刑執行猶予制度
- 七、結びにかえて

一、はしがき

死刑は犯罪者の生命を奪う刑罰で、刑罰の中でも最も古くて冷厳な刑罰方法である。

洋の東西を問わず、古代ないし中世は「刑罰の暗黒時代」といわれ、死刑に該当する罪は膨大な数にのぼり、その執行方法も残虐を極めた。中国においては「車裂」、「火焼」、「凌遲」、「油煎」など三〇種あまりの処刑方法があったが、日本でも「下手人」、「火焙」、「串刺」、「牛裂」などその残酷さは中国古代の処刑方法と酷似していると言えよう。

しかし、社会発展、文明進歩とともに死刑の適用範囲は次第に制限されてきているのみならず、執行方法も苦痛を避けようとする傾向にある。とくに、一八世紀後半イタリアのベッカリアがその著「犯罪と刑罰」において死刑の正当化には根拠が無いと鋭い批判を展開して以来、死刑存廃の論争は刑罰の中心問題の一つになっているが、今日になっても決定的な結論に到達していないのが実情である。

死刑存置論者は民族的法律観念、犯罪の抑止力、社会契約説、国民性と社会状態を理由として存置を主張するし、これに対立する廃止論者は、主として人道主義、犯罪抑止力の不存在と誤判を論拠として強く反発する。<sup>(2)</sup>

刑罰の目的は立法目的と行刑目的とに別れている。立法目的は一般予防、すなわち立法のもつ犯罪抑止力に期待するのであり、行刑の目的は特別予防、言い換えれば、犯人に対する教育もしくは犯人の性格改善にあるのであろう。死刑のもつ抑止力と一般予防力とは過小評価してはならないとともに、死刑もまた刑罰の一種である以上、犯人の性格改善という目的の対象外に置くべきものではないであろう。<sup>(3)</sup> 死刑は淘汰刑であるけれども死刑がもつ一般予防の目的を果たした以上、犯人の性格改善の可能性が存在するかぎり、犯人もまたこれを単純に淘汰してしまうことなく、特別予防の措置を講じて社会復帰の道を開くのが、刑罰の本質あるいは目的に合致するものではなからうか。死刑廃止論者が一般予防力を否定する点と死刑存置論者が、死刑を単純に淘汰刑として理解し、教育目的の本質を見落として

ている点が根本的誤り<sup>(4)</sup>であろう。

死刑廃止論者の主張である「人道主義的見地からみて死刑は罪悪であるとともに、誤判による執行後の救済回復の手段がないこと」という積極的理由と、死刑存置論者の論拠である「犯罪の抑止力と国民感情」とのいずれをも満足することのできる刑罰制度<sup>(5)</sup>は考えられないものであろうか。

刑事政策上の視点からは犯人を殺すことが目的ではなく、その抑止力が保障されればたりるのであるから、死刑についても改善刑の性質をもたせることが刑罰の本質に合致すると言えるのではなからうか。かかる視点からすると、中国の死刑執行猶予制度がこの問題に一つの示唆<sup>(6)</sup>を与えるものとして想起される。そこで本稿では中国独特のこの死刑執行猶予制度について分析的に考察し、何らかのヒントを得たいものと考えてるのである。

## 二、死刑執行猶予制度の由来

周知のごとく、一九四九年一〇月一日中華人民共和国が誕生したのであるが、これは八年間の抗日戦争と三年間の国民党との内戦を経て勝ち取った勝利であった。

しかし、新しい共和国はまだその敵対要素から完全に解放されたわけではなかった。特に解放直後の経済的不安定は反革命分子に活動の余地を与えた。「国民党反動派は、大陸の若干の地区において、土匪遊撃戦争方式を採用し、一部の落伍分子を扇動して、人民政府と闘争している。また国民党反動派は多くの秘密の特務分子及びスパイ分子を組織して、人民政府に反対し、人民の中にデマをばらまき、共産党と人民政府の威信を破壊し、各民族、各民主階級、各民主党派、各人民団体の団結と合作を離間させようと企図している。また特務及びスパイ分子は人民経済を破壊する活動を行ない、共産党と人民政府の工作人員に暗殺手段をとり、帝国主義と国民党反動派のために情報を収集して

いる。これらの反革命活動はすべて、帝国主義とくにアメリカ帝国主義が背後で策動している。これら土匪、特務及びスパイはすべて帝国主義の走狗である。<sup>(7)</sup>」

解放直後の反革命分子の活動の特徴は、土匪遊撃戦方式、国民党特務分子及びスパイ分子による攪乱工作、同分子による人民経済の破壊活動と暗殺等のテロルなどだった。「新解放区には、なお四〇万の土匪がへんぴな地方に分散していて、わずか西南一地区だけでも八万人の特務、約一〇万人の土匪が存在していた。<sup>(8)</sup>」これらの反革命分子は大小さまざまな暴動を組織し、革命幹部及び大衆を惨殺し、家屋を焼き払い、役畜を殺して土地改革を妨害した。

これら反革命分子の活動の様相は、一九五〇年後半に入って非常に尖鋭化されてきた。とくに当時の特殊な国際情勢すなわち朝鮮戦争の勃発とこれに呼応する蒋介石国民党政府の大陸反攻、第二戦線結成の呼びかけであった。「米蒋特務、土匪及びその他の残存反革命勢力は、彼らの夢想していた『第三次世界大戦、大陸反攻』の時期が来た、米蒋はすぐに帰ってくると考え、狂ったようにこれまでの『悔悟したような仮面』をかなぐり捨てて、地下の隠れた活動から頭をもたげ、各種の露骨な破壊活動を行ない、大胆に人民に対して攻撃を始めた。特務、匪徒は、鉄道・橋梁の破壊、工場・鉱山の破壊、倉庫・資材の焼却、公然たる掠奪、幹部の刺殺をたくらみ……。当時反動会道門<sup>(9)</sup>が各種の形式でデマをとばし破壊を行なって人民政府反対の活動を行ない、新解放区で一部の地主が、『蒋介石がやってくると首が飛ぶぞ』と農民をおどかして土地改革を破壊し、蒋介石歓迎を準備したのみならず、すでに土地改革が実行されていた地区においてさえ『威風』が完全には、たたき落とされていなかった地主は、農民に対して倒算を実行し、土地・食糧・家畜を帰すように脅かした。一部の地方では、反革命的地下軍を組織して暴動を起こす準備をした。ある村では、村幹部が一家皆殺しにされた。農会幹部十数人が一度に殺されたこともあった。人民解放軍のために軍需食糧を運搬していた人夫が、全員殺されたこともあった。広西省だけでも、人民政府の幹部で殺されたものは、約三

千人にもものぼった。さらに生産建設及び各種の物質で、反革命分子に破壊されたものに至っては、数字では計算されがたい。特務・匪徒の狙撃つは、実に我慢のならない程度にまで達した<sup>10</sup>。

このような反革命活動に対して、人民政府はこれに対処する抑圧手段と方策を二つの段階に分けて実施した。第一段階は一九五〇年七月二〇日公布の「人民法廷組織通則」と七月二三日の「反革命抑圧に関する指示」を頂点とし、一九四九年一〇月から一九五〇年上半年期の期間である。第二段階は一九五〇年下半年特に年末から一九五二年末頃までの期間であって、この期間は一九五一年二月二〇日「中華人民共和国反革命処罰条例」などの立法で特徴づけられる。この二段階の理論的媒介とも言うべき問題が「寛大無辺」あるいは「無制限寛容」の偏向に対する批判である。<sup>11</sup>

革命的法秩序の形成と旧権力のさまざまな妨害を排除して、革命権力の施策を推進する中心は、革命的法意識の担い手である大衆の直接的行動にあるのである。しかしこの直接行動を組織化し、これを合法化することは、革命的法秩序を形成し、革命の具体的発展を種々の偏向から防衛するために欠くべからざる条件である。このような大衆の反革命活動に対する闘争、革命的秩序形成の闘争は、すでに「抑圧と寛大の結合」の政策に関する毛澤東の指摘などによって、一般的指示が与えられている。「しかし正確な上述政策の実行のためには、政策に対する明確な認識のほか、さらに次のような実際的な困難を解決しなければならない。つまり地区は広く、情況は複雑で、新区の司法機構はまだ不健全であり、もし人民政府が反革命分子に対して闘争する有力な助手である、大衆の革命に対する積極性を発揮しえる組織がなく、単に少数の司法工作員だけでこの工作を行なうならば、政策は実施される術がない<sup>12</sup>」。このような必要性に基づいて、「人民法廷組織通則」が出されたのである。

人民法廷設置の目的は、「革命秩序と人民政府の土地改革政策法令の実施を保障する」であって、「その任務は、司法手続きを運用して、人民と国家の利益に危害を与え、暴動をたくらみ、社会治安を破壊する、ボス・土匪・特務・

反革命分子及び土地改革法令に違反・反抗する犯罪を処罰し、人民民主独裁を強化し、順調に土地改革を完成するためにある。この外、土地改革における階級要素分割に関する争い、その他の土地改革に関する事件も、人民法廷で受理する<sup>13</sup>。すなわち人民法廷は、特に当面の革命闘争の重要な課題である土地改革の遂行のためのみならず、反革命活動一般との闘争にとって、非常に重要な機能をもっている。その役割は、「土地改革法令に反抗する犯罪分子の抑圧」。これまでの経験では、地主階級中に、土地改革を破壊する頑固分子がおり、彼らの反動傾向を抑圧せずに放置するならば、農民の正気は伸びず、地主階級の内部も分化しないが、彼らを処罰すれば、農民の闘争信念は向上する。土地改革は、系統的な激烈な闘争である。その闘争の武器の一つが人民法廷である。次の役割は、長年地主の圧迫と搾取のもとにおかれていた農民は、地主に対して大きな恨みを抱いている。このような農民がいったん立ち上がった場合、必ず恨みを晴らすことを要求し「目には目を、齒には齒を」の報復行為が発生するにいたる。農民のこの感情を掌握し組織化しない場合は、無秩序な殺人が発生し秩序は乱れる。「これは農民にとって不利である。人民法廷は、系統的な秩序ある不法地主抑圧の機関であり、……これによって土地改革に正常な秩序を保持させえる。……農民の狭い報復主義の偏向を防止するため」にも、必要である<sup>14</sup>。

人民法廷と同時に「反革命活動抑圧に関する指示<sup>15</sup>」という反革命犯罪に関する実体規定が設けられた。この指令は、「反革命分子を肅清して、速やかに革命秩序を樹立強固にし、人民の民主的権力を保障し、かつ順調に生産建設および各項の必要な社会改革を遂行することは、各級人民政府の重要な任務の一つとなった。という共同綱領のもとで、抑圧と寛大の結合という原則が確立された。この指示によって反革命犯罪は四個の類型に分けられた。第一は、武器を所持し、衆を集めて反乱した匪集の主謀者、指揮者、罪悪の重大なもの。第二は、反革命を目的とする殺人、工場・鉱山などの公共財産を破壊し、国家および人民の物質を掠奪し、国家機密を盗み、落伍分子を煽動して人民政府に反

対する一切の活動・組織・諜報・暗殺機関の組織者及び罪悪の重大なもの。第三は、罪悪を犯しながら改悛しない土匪・特務分子・慣匪など。第四は、上述重要反革命分子と結託し、かくまったもので罪状の重いものなどである。

反革命抑圧の原理は、「主謀者は必ず処罰し、おどかさされて参加したものは不問にふし、手柄を立てたものは奨励する」ということであつた。寛大と抑圧、この二つの要素は、そのいずれもが欠けることは許されなかつた。しかし、当時一部の地区では、抑圧の側面が欠如し、大衆の不満を買つた。この「寛大無辺」と「無制限寛容」の偏向に対して、大衆の中には「人民政府はすべてよいが、悪人に対して非常に遠慮深く、悪人が人民を害するのを見ているだけで、人民の後ろ楯になってやらない」、「悪人を養っておいて人民を害し、まったくのところ人民政府のようではない」など不満の声が上がつた。とくに「我々が数ヶ月に渡つて生産してきたものを、特務はいっぺんに焼き払つてしまつた。これでも弾圧してくれなければ、どんなことがあつても生産競争はしない」という大衆の声はこのことの重大性をみごとに指摘してゐた。<sup>16</sup>しかし、人民大衆のこのような批判の正当性を最も明確にしたのは、アメリカ帝国主義の朝鮮侵略戦争以後のことであつた。前にも述べたように、米蔣は積極的に破壊工作に乗り出して、新しい特務・スパイを送り込んだのみならず、「今までの悔悟したような仮面をかなぐり捨てて、地下の隠れた活動から頭をもたげ……特に悔い改め、管制服従を希望していた一部の反動党特務分子も各種形式で管制を拒絶あるいは逃避し、甚だしきは反動組織を結んで、破壊活動を行なつた。」<sup>17</sup>特に後者の現象は、従来の反革命活動に対する闘争が、必ずしも完全に効果を上げていないことを強く意識させた。

このような偏向の具体的様相は、第一に、解放戦の勝利によつて、一部の幹部に重大な太平麻痺思想が発生して、警戒心を失つた。第二に、一部の幹部は濃厚に旧法律観念をもっている。彼らは「寛大と弾圧」結合の原理を無視して、自己流の「理論」を作り上げて、犯罪に対処した。例えば、殺人・放火は頑固分子の一般的行為で大したことは

ないとか、反革命主謀者は殺人を許可しただけで、実行したのではないとか、ある地方の人民公安員を殺害した特務を、初犯であるとして軽く取り扱い、またある人民配達夫が土匪を逮捕せんとしたとき、殺害されたが、この土匪の行為を正当防衛とした。第三は、教育万能の思想を一部の幹部がもっていることである。すなわち彼らの反革命事件処理の基準は、弾圧と寛大の結合の原理にあるのではなくて、罪悪の大小を問わず一律に、「教育を主として懲罰を従とする」方針に立っている。要するに彼らは、反革命分子が国家及び人民の利益に与えた危害の大小によって、懲罰を決定しようとしていないのである。第四に、かつて犯した誤謬を繰り返さないように、びくびくしていることである。例えば、若干の地区の土地改革では法律の手續きによらないで人を殺した「左翼偏向」があった。法規の手續きに従わないで人を殺すことに反対するのは当然であるが、それは決して、法規にしたがって反革命分子を嚴重に処罰することの正当性を否認するものではない。要するにこれらの偏向の原因は、一部の幹部の中に、反革命活動を嚴重に処断することと統一戦線を強固にすることとを対立させ、でたらめに捕まえたり殺したりすることと、主謀分子を嚴重に罰することとを対立させ、弾圧と寛大を対立させてこれを統一的に捕えぬところにあった<sup>18</sup>。

かかる分析と批判を経過して、反革命抑圧運動は、一九五〇年一二月から第二の段階に入った。このような理論的・実践的誤謬を克服し、反革命活動にたいする抑圧に、統一的な方法を指示した重要な方法が「反革命処罰条例」であった。

上掲彭真の「反革命弾圧及び反革命処罰条例の問題に関する報告」は、従来の批判を再認識して、次いで立法理由を次のように述べている。「現在幹部及び大衆に、反革命活動を弾圧する法的武器を与え、反革命犯罪に量刑の標準を与え、右と左の偏向を防止して断乎として反革命活動を弾圧するために、反革命を処罰する条例が必要であるし、各地もこれを要求している。……この条例は、弾圧と寛大とを結合させたもの、つまり主謀者は必ず罰する。おどか



されて参加したものは問わない。てがらを立てたものは奨励するの政策に基づいて制定されたものである。各種の反革命の主謀分子、解放後罪悪を犯しながら、改悔せずに引き続き反革命活動を行なう特務・スパイ分子に対しては、重きにしたがって処断する原則を採用し、反革命分子に脅迫され、だまされて反革命活動に参加した分子、解放前反革命活動に参加したが、罪行があまり重大でなく、解放後確かに改悔しているもの、特にすでに人民のために功を立てた分子に対しては、寛ぎに従って処断する原則をとる。<sup>19)</sup>」

反革命分子肅清闘争でとってきた厳格さと慎重さを結びつけた方針は、反革命分子に対する政策で、懲罰と寛大を結びつけた政策となって現れたのである。

この政策の具体的内容は、イ、首魁は必ずこれを懲罰すること。ロ、脅迫されてこれに従ったものは、その罪を問わないこと。ハ、罪状を坦白したものは、これを寛大に処理すること。ニ、あくまでも反抗するものは、これを嚴重に処分すること。ホ、てがらを立てたものは、その罪を贖うこと。ヘ、大きなてがらを立てたものは、これに褒賞を与えることである。反革命分子に対する刑罰基本原則は、反革命犯処罰条例の中でそれぞれ具体的に規定されていた。

Ⅰ、有罪の首要分子、主謀者、巨魁を必ず重罰する。

Ⅱ、反革命犯罪の主謀者または隊を率いて反乱したものは死刑あるいは無期懲役。反革命的な特務組織、または間諜組織に参加し、次の犯罪行為の一を行なったものは、死刑または無期懲役に処する。しかし、その犯罪事実が比較的軽いものは五年以上の懲役に処する。①国内外の敵から派遣されて地下活動をしたもの②解放後、反革命的な特務組織または間諜組織を組織し、あるいはこれに参加したもの③解放前に、反革命的な特務組織または間諜組織を組織し、あるいは指導したものおよびその他の重大な罪を犯したもので、解放後もなんらの功績を立てず、贖罪の実を示さなかったもの④人民政府によって教育され、釈放されながら、なお引き続き反革命的な特務・間諜と結びつき、または

反革命活動を行なっているもの。

ロ、寛大政策を行なう事由。本条例の罪を犯したもののうち、次の事項の一つに該当するものは、事情を考慮して、軽きにしたがって処断し、減刑し、また処刑を免じることができ、<sup>①</sup>自らすすんで、人民政府に自首し、心から悔悟したものの<sup>②</sup>発覚・告発前またはそれ以後に、心から悔悟し、功績を立てて罪をつぐなったもの<sup>③</sup>反革命分子に脅迫され、だまされたもので、確かに自発的意志によらないもの<sup>④</sup>解放前の反革命の罪状が重大ではなく、解放後は、たしかに悔悟し、反革命組織とのつながりを断っているもの。<sup>20</sup>

Ⅱ、少数を懲罰し多数を教育改造する

上に述べた状況に基づいて、反革命分子を処理するにあたっては、少数のものを懲罰し、多数のものを教育改造するのが基本原則であった。

イ、法律に基づいて処分しなければならない反革命分子

「過去において非常に大きな罪を犯し、人民の大きな憤りを買っており、あくまでも罪状を告白しない一部の反革命分子、または、解放後、特に寛大な処理を受けたあとでも、なお引き続き破壊活動を行なっている反革命分子に対しては、法律に基づいて、これを処理しなければならないこと」

ロ、極悪の重大犯以外の大多数

「法律に基づいて処理しなければならない反革命分子のうち、限らない大きな罪を犯し、どうしても殺さなければならぬ極く少数のものを法律に基づいて死刑にしなければならない以外に、残りの大多数の反革命分子に対しては、懲役刑に処し、労働を通じて改造するという政策を実行すること」。

ハ、死刑の執行猶予〔緩刑〕

「その罪からいって、死刑にしなければならぬ反革命分子の場合でも、殺人の罪を犯したことの無いもの、人民から、さほど大きな憤りを買っていないもの、あるいは、国家の利益に重大な損害を与えていても、それがまだ最もひどい程度に達していない反革命分子に対しては、『死刑を言い渡して、刑の執行を一時延期し、労働することを強制して、その後の結果を見る』という政策を實行して、彼らの罪を悔い改める最後の機会を与えること」。

このように反革命鎮圧運動の展開にあたって、反革命勢力の内部分化を促し、また嚴罰と寛容とを結合する革命的人道主義の見地から、死刑の判決を下す場合にも、ただちに死刑を執行しなければならないものをのぞいては、一定の期間、死刑の執行を延期するという政策のもとで生まれたのが、中国独特の死刑執行猶予制度である。

### 三、死刑執行猶予制度の歴史的根源

文化が歴史的継承によって發展するのと同じように、中国の法文化も古代の遺産を批判的に継承して發展してきたのである。死刑執行猶予制度は古代中国が創造した固有の法律制度である。<sup>21</sup> 歴史上すでに中国では死刑執行猶予制度があったと主張する説がある。漢代の『録囚』、明代・清代の『監候』などがそれにあたる。<sup>22</sup>

中国の歴史において、漢代にはじまった『録囚』制度は、その経緯から見れば、今中国がもっている裁判を監督する手続きによく似ており、主に死刑囚への訴訟事件に対して適用されたもので、唐代によく使われた制度である。史料の記載によれば、唐太宗は「かつて、自ら囚人呼び出して取り調べ、三九〇人の死刑囚を憐れんで家に帰らせ、翌年の秋に死刑を執行することにした。次の年の秋になると、囚人の全てが寺参りに励んでおり、秋が過ぎた頃にはだれ一人改悛しないものはいなかった。太宗は、囚人たちが進んで仏教に帰依していることを褒め、彼らの罪をすべて許し釈放した」とされている。その後、各朝代の皇帝たちも『録囚』を『善政』として、これを實行したと言われ

明代・清代の死刑囚に対する裁判には『立決』と『監候』があった。『立決』は「直ちに執行する」ことをいい、『監候』は「執行猶予した後執行する」ものであった。この規定は明律において形成され、清律は、明律を踏襲して次第に発展を遂げ完備されたものであろう。<sup>24</sup> 清律の規定によれば、国家の統治をひどく損なうような犯罪は直ちに裁判にかけるべきだ、とされている。これは『斬立決』と『絞立決』に分けられ、危害の程度が比較的小さいもの、あるいは容疑者を、さらに『斬監候』と『絞監候』に分けて処罰し、これを執行猶予して秋まで延期して『九卿』にしたがって再び裁判に付した。地方で、『監候』裁判をすることを『秋審』という。すなわち、『監候』にあたる死刑囚が『秋審』に附せられて、毎年一回八月上旬に、九卿（六部、大理寺、通政使司および都察院の長官）詹事科などの諸官が相会合して一大合議制の裁判機関を構成して、天安門外の金水橋西の朝房において審判が開かれ、皇帝の裁断を経て勾決を受ける。その勾決、判決の期日は冬至まえの六十日以内になされることから『秋審』といわれた。<sup>25</sup>

刑事部門で判決された事件、また都の周辺での訴訟事件を再び裁判することを『朝審』といった。つまり、これは刑部の監獄に収容されている死刑囚に対して行なう裁判で、毎年一回霜降前十日に『秋審』都同一の場所において開かれるものであり、これは、都が特別行政区画に属し、外省と同一の制によることができないために、『秋審』の外に『朝審』を設けたものといわれるが、その裁判機関を後に一本にしたことにより、この手続きは『秋審』と異なるところがなくなった。<sup>26</sup>

『秋審』あるいは『朝審』を経た訴訟事件の処理の結果は、さらに情実、緩決、可矜、留養承祀の四種類があり、情実とは罪情が確実で緩仮の余地がないものをいい、緩決とは罪情が凶暴ではなく情状を酌量して緩仮するべきものをいい、可矜とは老幼篤疾その他情状を酌量するべきものをいい、留養承祀とは父祖が老疾でたにこれを孝養し祖先

の祭祀を承継するべきものがないものに死刑を免れしめることを言うたとされている。ここで、情実以外は死刑を免れることができるのである。<sup>27)</sup>

以上に掲げた死刑囚に対する裁判を見ると、この制度が死刑執行猶予の史例だといっても過言ではないし、類似していると言えるであろう。<sup>28)</sup>しかし、上述の規定は歴史的局限性によって今の死刑執行猶予と類似しているとはいいうるが、刑罰の実質と目的とはまったく異なるものである。

『監候』の例をとってみると、死刑執行猶予制度とはまず適用の対象が異なっている。『監候』の適用対象は、危害の程度が比較的小さく、あるいはその容疑者であるのに対して、死刑執行猶予の対象は、犯罪の状況から見れば、死刑に処すべきであるが、直ちに執行する必要のないものである。死刑執行猶予と判決するには証拠が十分そろって、間違いのないものでなければならず、決して容疑者を死刑に処してはならない。次に、『監候』は実際に死刑訴訟事件を処理する特別な過程である。『秋審』あるいは『朝審』は、再び事実調査を行ない、原判決の認定が『情実』に該当しているか否かの事実を調査しなければならない。かかるプロセスを経る前までは、判決の真実性は確定しにくいのである。これは唐代の『復奏』と、今日の死刑に対する再審の過程によく似ている。これに対して死刑執行猶予制度は死刑の執行方法の一種で、訴訟過程の問題ではなく、実体法の一制度である。<sup>29)</sup>第三に、死刑を執行する根拠が違ふ。『監候』が犯罪者に対して死刑を執行するか否かは再審した結果、すなわち、事実がはっきりしているか、犯罪状況がひどいかどうかによる。上に述べた四種の状況のいずれも原審の犯罪事実<sup>30)</sup>に依拠するものである。『留養承祀』は、封建的な家庭論理から出発したものである。これとは異なって、死刑執行猶予制度は、犯罪者が二年間の執行猶予期間においていかなる態度をとるかによって、死刑を執行するか否かを決定するものである。原審の犯罪事実を根拠とするものではない。第四に、死刑執行猶予制度は犯罪者に労働改造を行ない、その効果を待つものである。

が、『監候』はこの点について何の規定もない<sup>31</sup>。このように見ると、両者が反映している実質や目的は異なっているが、古代の規定には犯罪者を直ちに死刑に処するのを出来るだけ避けて、慎重に審理して寛大に処理しようとする進歩的な一面があるとは言えよう。

確かに、中国の古代の刑政においては、刑罰と言えば応報、威嚇以外に考えられなかった時代だったにも関わらず、驚くほど進歩的な面をもち、また、その裁判手続きにおいても、念を入れた、慎重な段階がおかれていたと考えざるを得ない時代があったのも事実である。しかし、歴史的局限性によって、実際の面では、このような優れた制度もただ理念的なものにとどまるところがあり、こうした理想的な制度が行なわれる一方では、車裂きのような残忍な刑が民衆の面前で執行されたように威嚇主義の伝統があったのも確かだった。また、審判手続きにおける鄭重さは、実際においては捨てておかれ、用いられることがなく、合議制もただ形式にながれ、合議の実はなく、重罪事件がわずかに一日で解決するといったことが行なわれていたのみでなく、甚だしきにいたっては、事件の審理を幕友に一任して、外観上合議を粉飾するものすらあったと言われるのである<sup>32</sup>。そのうえ、裁判そのものは、もっぱら原告の訴状と被告の自白とによったのであり、その審判手続きははなはだ繁雑で、そのため、幾多の時間を費やし、未決囚として在監する日時が極めて長く、かつおよそ訴訟案件の処理は一に獄官の任意に任せられ、それゆえに、未決囚在監の期間にはまったくのところ定限がなく、その遅滞の甚だしいときは、往々数年に渡り、被告人は獄中で困死するものさえあったのも無理ではなからう。そしてまた、かの有名な「一人を殺し二人を刑して天下を治める」、「鳥を殺して猿に見せる」のも一人を刑罰に処することによって、社会の人々を戒め脅かして、一般予防あるいは威嚇の効果を収めたと言えるのであろう。

しかし、これらを論拠として「確かに現行制度はその形態をとってみれば、古代中国に行なわれていたとされる諸

制度に類似するものがあることは、見られる通りであるが、これをそのまま、古代中国の諸制度の継承であると言うには、やや疑念が起ころのである<sup>33</sup> という主張も納得しがたいのである。いかなる法原則や制度であろうとも、あるものが一人で考えたものではなく、古今東西の文化の影響を受けたものであるからであるし、<sup>34</sup> これは中国の歴史的文化遺産を継承して発展してきたものであるが、もとのままの動かせない盲従<sup>35</sup>ではないからである。

「古為今用」、「洋為今用」あるいは「取其精華」という熟語が示すように、文化遺産の継承にはその時代によって差はあるが、批判的に、部分的にその「精華」を継承して、発展させるのが原則であろう。中国のこの独特の死刑執行猶予制度も、このように歴史的文化遺産を封建的、恩恵的色彩を払拭<sup>36</sup>して批判的に継承したのであろう。

#### 四、死刑執行猶予制度の立法趣旨

死刑執行猶予制度が設けられたのは、中国の刑罰思想に基づいたのである。この刑罰思想は、七十年代までに中国のすべての政策の思想的根拠がそうであるように、毛澤東の思想である。毛澤東の「人民民主独裁論」および「人民内部の矛盾の問題を正しく処理するについて」が刑罰思想を支配する原理である。<sup>37</sup>

毛澤東は「人民内部の矛盾の問題を正しく処理するについて」のなかで次のように述べている。「我々の前には、敵味方間の矛盾と人民内部の矛盾という二つの社会的な矛盾がある。敵味方の矛盾は、敵対的矛盾である。人民内部の矛盾は、一般的に言えば、人民の利益の根本的一致を土台として生じた矛盾である。敵味方の矛盾と人民内部の矛盾とは性質が異なっており、解決の方法も異なっている。敵味方の矛盾の解決は、敵と味方とを、はっきりと判別する問題であり、人民内部の矛盾の解決は、是非をはっきりと判別する問題である。中国は、人民民主独裁の国家であるが、この独裁の第一の機能は、国内の反動階級、反動派および社会主義革命に反抗する搾取者を抑圧すること

である。例えば反革命分子の逮捕と処罰、社会秩序を乱す窃盗犯、詐欺犯、殺人犯、放火犯、ならず者などの破壊分子に対する逮捕と処罰、地主階級に属する人や官僚ブルジョア分子に対して一定期間、選挙権を与えず言論発表の自由を与えないことが、独裁の範囲に属する。独裁の第二の作用は、国の外からの敵の転覆活動や発生するかも知れない侵略を防ぐことである。独裁を行使するのは、労働者階級とそれに指導された人民である。したがって、独裁の制度は、人民の内部には適用されない。犯罪には、矛盾の性質によって、敵対的矛盾から生ずる犯罪と、人民内部の矛盾から生ずる犯罪との二種があると考えられるべきである。<sup>38)</sup>

このような思想から、刑罰の本質について「人民内部においては、民主的な方法すなわち説得の方法を用い、強制の方法は用いない。しかし反動階級および反動派の人々に対しては、強制的に新しい人間に作り替えるため、労働を強制し、宣伝教育活動も実施する。この教育は、敵対階級のものに対して行なう強制であって、人民内部に対して行なう自己教育とは、同日に論じえない。」<sup>39)</sup>と毛澤東は「人民民主独裁論」のなかで述べた。

上述の刑罰思想から、中国の刑罰体系は四つの原則に支配されていると言いうるし、立法上にも現れている。第一の原則は「刑罰は階級闘争の現段階と、犯罪との闘争をする必要性を根拠としなければならない」という原則である。刑罰は、この根本原則の支配を受けるとともに、次の三つの原則に支配されなければならないものとされている。この三つの原則とは、犯罪の二元性に対応する二元的刑罰体系の原則、刑罰の改善能力および教育性の考慮をする原則、および革命的人道主義精神に基づく残酷な刑罰を排除する原則である。<sup>40)</sup>

これらの刑罰原則は、中国の刑事政策であり、死刑に対しても適用されているのである。中国では刑罰の形式的な実施は無意味であり、罪を犯せば必ず刑罰を受け、これを免れることは許されないと言うことを、徹底して実現しており、これにより、一般民衆に対する教育的効果を上げ、また、犯人の性格を改善することができるのである。<sup>41)</sup>した



がって、この目的が達成されるために有効と認められ、上に述べた刑罰原則に合致する限り、刑の執行猶予は、出来るだけ広範囲に認められるべきものであり、死刑についても、犯罪闘争上必要とあれば、活発にその言い渡しをなすべきであり、その執行は出来るだけ回避されるよう努力するべきものとしているのである。<sup>45</sup>

これら原則から導き出された、死刑に関する一貫した政策は、現在、死刑は廃止してはならず、ただ「少殺」することである。中国は死刑を廃止しないと同時に、一貫して「少殺」を主張して、多殺に反対し、濫殺を厳しく禁止してきた。早くも反革命を弾圧する運動において、毛澤東は「およそ死刑に処すべきものは、人を殺したものの、大衆の恨みを買うその他の重大な犯罪、例えば多くの婦人を強姦したもの、あるいは多くの財産を掠奪したもの、および国家の利益に最も重大な損害を与えたものに対してのみ刑を執行する……こうした政策は慎重な政策で誤りを犯すのを避けることができる。」<sup>43</sup>とのべた。さらに「今後は、社会における反革命の鎮圧は逮捕や死刑を少なくすることである。<sup>44</sup>」「処刑者の数は少なくしなければならぬ。」<sup>45</sup>と指摘した。一九七九年できた「中華人民共和国刑法」〔草案〕に関する説明の中にも「死刑の適用を出来るだけ少なくすること」と指摘された。<sup>46</sup>このように中国の刑法の死刑問題に関する具体的な規定には、「少殺」政策がよく現れている。

「少殺」政策は、犯罪の実際的情況によって決定されるのである。一九五一年の反革命鎮圧運動を例にとってみると、各分野から肅清され処刑されるべき反革命分子のうち、血の償いを科される犯罪、あるいはその他の大衆の憤りと恨みを買った犯罪、あるいはごく少数ではあるが、国家の利益に重大な損害を与えた犯罪などは、他の大多数の犯罪から見れば、社会における悪徳ボス・匪賊の頭領・常習の匪賊・ごろつきの頭目・および「会道門」の首領・国家の利益に重大な損害を与えたスパイなどとは異なるのである。すなわち、彼らは大衆から血債を負わされるような憤りをもたれておらず、その他の重大な犯罪も起こしていない。

彼らの国家の利益に対して与えた損害は重大ではあるが、最も重大には至っていない。彼らは死罪を犯してはいるが、大衆は直接に危害をうけていない。もし、このようなものをすべて処刑すれば、大衆は容易に理解できないばかりか、社会の人々から十分な共鳴が得られず、同時に多くの労働力も失い、敵を分化させるという役割を果たすことができない。このような見地から、当時の中国政府はこれらの反革命分子に対して、死刑の判決を下し、二年間の執行猶予を行ない、強制労働を施して、その効果を見るという決定を下したのである。

こうしてみると、「少殺」政策は、軽々しく提起されたものでないことは明らかであろう。現段階において、犯罪者のうち、犯罪がひどく死刑に該当する罪を犯したものは少なく、彼らの大多数のものが青少年犯であることに留意すべきである。統計によれば、現在青少年の犯罪は、犯罪総数の七十五パーセントをしめており、そのうち多数のものは労働人民の家庭からの出身者である。犯罪は、一方において、彼ら自身の主観的原因によるが、他方では、累犯、常習犯、教唆犯、などからの影響や誘惑、感化、唆し、組織へ引き込まれる、操られるなどによることも見逃せない極めて重要な原因である。このような情況は、各種の社会治安を重大に破壊する犯罪にほかならず、とりわけ、それは集団を組む犯罪によって証明されている。

犯罪の仕組みにこのような特徴がある以上、処罰するときにも、これらを他の犯罪と区別して取り扱わなければならないのである。極悪な反革命犯、累犯、常習犯、教唆犯らに対しては厳罰に処し、処刑すべきものは断固として処刑しなければならない。それにひきかえ、罪の重大な青少年犯罪——殺人、傷害、掠奪、強姦、盗みの常習犯、ならびにその他の社会秩序を重大に破壊する犯罪者は、処刑しなければ犯罪を威嚇することができず、人民の憤りを鎮めることができないごく少数のものを除いて、そのうちの大多数のものには教育を受けさせ、改造を施して転向させることを前提に、処刑しないほうがよい。これらの犯罪者は犯罪が重大であるので、懲罰を受けなければならない面も

あるが、青少年の智力および自己抑制力は成人に比べて低いので、可遯性の割合がおおきく、成人よりも社会復帰しやすい面があるからである。

刑法は、国が立法した最も厳しい強制方法であって、基本的な特徴は、犯罪者に一定の苦痛を与え、損失を受けさせることを通じて、国家と国民の利益に危害を加えるような犯罪に対しては厳しく責任を追及し、徹底してこれを否定する姿勢を示している。しかし、犯罪者に懲罰を適用するのは、報復主義あるいは懲罰主義に基づくものではない。「少殺」政策は、中国の刑法の目的に則して決められたものである。中国の刑罰の目的は、犯罪を予防し、最終的には犯罪を消滅することである。犯罪者に刑罰を科すことによって、彼らが新たに犯罪を犯すことを予防し、社会で罪を犯す可能性を持つ不穏な因素を教育し、彼らが犯罪に手を染めぬように、犯罪を予防するのである。犯罪者に懲罰を科すことによって、大衆に犯罪の重大性とそれを懲罰することの必要性を認識させ、彼らの犯罪と戦う勇氣と自信を強化するのである。<sup>49</sup>

中国では犯罪と戦う際には、必ず懲罰と改造を結びつけて、社会の破壊的な要素を無害な要素に転化させ、マイナスの要素をプラスに転化させることを社会使命と位置づけるのである。罰すべきものは罰し、同時に被懲罰者を改造し、懲罰と改造を持って犯罪者を最大限に自力更生させ、法律を守る新しい人間に変えさせるのである。したがって、中国では当分の間、死刑を廃止しないとともに「少殺」政策を堅持するのである。<sup>50</sup>

人間の生命は尊いばかりでなく、一度失った生命を戻す術はないのである。いくら社会から容赦されない罪を犯したとしても、ごく一部分をのぞいては、できる限り彼らを教育し、感化し、社会復帰させるのが社会主義法の使命である以上、死刑廃止の条件が具備していない現段階においては、犯罪の威嚇力も利用しながら、救済回復の有効の手段として死刑執行猶予政策が立法化されたのであろう。

## 五、死刑執行猶予制度の特色および問題点

中国刑法第四十三条には「死刑は極悪の犯罪者にだけ適用される。死刑に処すべき犯罪者に対しても、直ちに執行しなければならぬものでなければ、死刑の言い渡しと同時にその執行を二年間猶予する旨宣告して、労働改造を實行し、その態度を見ることが出来る。」さらに第四十四条と第四十六条では「満十六歳以上十八歳未満のもので、その行なつた犯罪行為が特に重大なものは、死刑執行猶予二年に処することができる。」「執行猶予つき死刑判決を下されたものが、死刑の執行猶予期間中に、確かに改悛した場合は、二年の期間満了後、無期懲役に減刑する。——改悛を拒み情状が悪質で、間違いのないことが確かめられた場合には、最高人民法院の裁定または許可を経て、死刑を執行する」と定めている。

死刑の執行猶予は、死刑を執行する制度の一種である。中国の死刑の執行方法には二種類がある、すなわち、直ちに執行する場合と、猶予して執行する場合である。死刑執行猶予は「少殺」原則に基づいて、死刑実行の人数を最低限におさえる制度である。死刑執行猶予は、極悪で死刑にしなければ人民の恨みを晴らすことができず、犯罪を威嚇することができない犯罪者にまで適用するのではなく、重犯罪を懲罰する手段の一種である。

死刑執行猶予は独立した刑種ではなく、刑種から言うと、犯罪者に死刑の判決を言い渡すが、ただ即時執行ではないから、疑いもなくこの処罰は無期懲役より重いのである。したがって、死刑執行猶予二年自体は、重大な犯罪者に対して極めて厳しい処罰である。

死刑執行猶予は犯罪が重大で処刑すべきであるが、直ちに執行する必要のない犯罪者にのみ適用することができる。この適用には二つの条件が必要である、まずは、執行猶予二年つき死刑判決に処される犯罪者は、犯罪が重大で処刑すべきものに該当するものでなければならぬ。犯罪から見て処刑に該当するものというのは必要な条件であり、犯

罪から見て死刑に該当するものでないものには、執行猶予二年つき死刑判決をすることができない。次は、執行猶予二年つき死刑判決に処せられた犯罪者は、すべて直ちに執行する必要のない犯罪者に限られる、<sup>52</sup>こうした条件を充たさなければ死刑執行猶予に処することができない。

執行猶予二年つき死刑と言うのは、強制労働期間に犯罪者に最後の改悛のチャンスを与えることで、執行猶予期間中は死刑を執行しないことを確定する期間ではない。執行猶予二年の期間満了後に死刑を執行するか否かは、犯罪者の執行猶予期間中における労働改造の状況によって決められる。犯罪者が労働中に確かに改悛すれば、二年の期間満了後に無期懲役に減刑することができる。犯罪者が労働中に確かに改悛し、さらに功績を上げた場合には、二年満了後十五年以上二十年以下の有期懲役に減刑されることもできる。犯罪者が執行猶予期間中に改悛せず、改造を拒み情状が悪質で、間違いのないことが確かめられた場合には、死刑を執行する。すなわち、執行猶予二年つき死刑判決を下されたものは、無期懲役、有期懲役にも減刑される可能性があるが、死刑執行される可能性もありうるのである。死刑執行猶予に処せられた犯罪者には二つの道があり、いずれの道をたどるかはその自身の選択によるのである。改悛すれば生きる望みがあり、改造を拒めば死刑される道一つしかないであろう。こうすることによって、大多数の死刑執行猶予に処せられた犯罪者は本能的な生への心理的効果が働き、改造中に規則を守って改悛に向かい、国家が彼らに開いた生への道を目指して努力することになるであろう。

関係数字によれば、死刑執行猶予に処せられた犯罪者のうち、執行猶予二年の期間満了後、死刑が執行されたものはわずか少数で、その一割か二割に過ぎず、ほとんどのものは二年満了後無期懲役か有期懲役に減刑されるのである。<sup>53</sup>上では死刑執行猶予制度の特徴について述べたが、次は「直ちに執行しなくても良いもの」と「改造を拒み情状が悪質」という規定をどう把握すべきかについて検討することにする。

死刑執行猶予は独立した刑種ではないが、これは死刑に処せられる犯罪者をさらに区分することだと言いうる。犯罪者が犯した犯罪行為が重大ではあるが、法律によって定められた軽く処罰する情況があり、軽く処罰すべき場合には、死刑執行猶予に処することができる。しかし、軽く処罰する情況にあるものをすべて死刑執行猶予に処してはならない。その大多数のものに対して刑種の相違に依じてそれぞれ処罰すべきである。これが刑法の軽く処罰「すべき」ことである。<sup>54</sup> 軽く処罰することができると定められている場合は、その情況に応じて活用すべきである。

重大な犯罪でも心から罪を告白し、犯罪行為をありのまま認め、積極的に検挙や摘発に協力するものは「直ちにしなければ良いもの」に属するであろう。これらはいずれも、法律によって定められている軽く処罰する情況ではないが、犯罪者が自ら犯した罪が国家、社会および人民に与えた危害をある程度認識、懺悔していることを表明しているから、それ自体が改造の基礎をなしていると思われるからである。したがって、量刑の際にはこの点を充分に考慮して、できる限り執行猶予つき死刑に処すべきである。

普段の態度がよく、犯罪の動機も特に悪くはなく、偶然の原因によって、特に重大な犯罪を犯したものにも、死刑執行猶予が適用されると考えられる。これらの犯罪者は比較的改造しやすいから、直ちに執行するにはふさわしくないであろう。<sup>55</sup>

被害者にも一定の過失があり、責任の全てが被告人にない場合、あるいは、被害者にそうした犯罪行為を発生させたことになんらかの原因がある場合にも、<sup>56</sup> 執行猶予つき死刑が適用されるであろう。これは事実が基本的にははっきりしており、証拠も基本的な間違いがなくても、そして犯罪者が重大な罪を犯したことが証明できても、真に死刑を執行するには必ずしも十分に納得が得られず、その保証もさだかでない場合には、死刑の適用に万全を期する<sup>57</sup>ために、執行猶予つき死刑に処すべきであろう。

「改造を拒み情状が悪質」という規定に対しては、いかに解釈すべきかについては、二つの見解に別れている。<sup>58</sup> その一つは、「改造を拒み情状が悪質」とは、一般的な監獄規定に違反することではなく、比較的的重大な新しい犯罪を構成したような場合であると見る観点である。もう一つは、「改造を拒み情状が悪質」とは、単に比較的に重大な新しい罪を犯したことを指すのではなく、もっと広い意味を含んでおり、「新たな罪を犯す」とは、ただ改造を拒み情状が悪質であることの一種の表現に過ぎない、という見解である。<sup>59</sup>

「改造を拒み情状が悪質」とは、新たな罪を犯したことを指すと主張する人の主な根拠は、死刑執行猶予制度の立法趣旨は「少殺」である以上、死刑を執行するか否かという問題は厳格に対処すべきである。したがって、一般の監獄規則に違反したもの、犯罪を認めないもの、改造を積極的にしないものを、すべて改造を拒み情状が悪質なものとして決めつけ、死刑に処してはならない、という見解である。この点については納得しうるが、問題は厳格さをどう把握するかである。

新たな罪を犯したとしても、必ずしも改造を拒んだことにならない過失犯<sup>60</sup>のような場合もあるし、故意に罪を犯した場合であっても、犯罪の性質や動機などを見ると、一概に改造を拒んだとは言えない場合もありうるであろう。ある犯人が死刑執行猶予期間中に改造の態度は極めてよいが、偶発的な事件によってほかの犯人と喧嘩して、相手に重傷を与えた場合、この犯人の犯罪性は重大ではあるが、改造を拒むとは言いにいく、情状が悪質とも言えないであろう。これとは逆に、もう一人の犯人は改造の態度が悪く、罪を認めようとせず、監獄規則にたびたび違反し、同じ監獄の犯人をいじめ殴ったりし、さらに脱獄を企み、改造に反対するリーダー役をする。このような犯人は、新たな罪は犯してはいないが、改造を拒む典型と言えるし、情状が悪質と断罪できるであろう。

死刑執行猶予制度の目的は、死罪を犯した犯人に改悛のチャンスを与え、死刑実行のじつ人数を最小限に制限する

ことである。新しく生まれ変わるチャンスを獲得する前提は、犯罪を認め、法律に従い素直に改造することである。死刑執行猶予制度は、犯人に新しく生まれ変わる希望と可能性を与えることである。これを実現するには、犯人の犯罪に対する改悛の程度がキーポイントである。犯人が心から反省し、改悛しようとするのが教育改造の重点である。それゆえに、死刑執行猶予期間中の態度を量る根本的標準は、改造を拒否しているか否か、実際の改造の効果があるかどうかであろう。

もちろん、死刑執行猶予期間中に新たな罪を犯すことは、その性質から見ると極めて重大であるので、このような場合のすべてを、死刑執行をしないわけではない。問題は新たな罪を犯したことだけをもち、死刑執行の尺度としてはいけないということである。二年間の改造情況のすべてを総合して、「少殺」の原則に基づいて把握すべきである。死刑執行猶予制度の目的が「少殺」である以上、死刑執行猶予期間中にも、できる限り執行のじつ人数を厳しく制限するのがこの制度の立法趣旨と合致することになるであろう。

#### 六、判例から見た死刑執行猶予制度

前述したように、死刑執行猶予制度は建国初期反革命鎮圧運動の中で生まれたのであるが、この制度はその時期において既に、各地の人民法院が普通刑事犯に対しても押し広めて適用したのである。雲南省高級人民法院が、一女性の夫殺し事件に執行猶予つき死刑を言い渡したのが最初の例で、その後各省の人民法院が相次いで適用することによって定着したのである。

中国では歴史的原因によって、今まで系統的な判例集は公表されなかったが、法制備にともなって公表し始めたのである。死刑執行猶予制度が普通の刑事事件に、具体的にどのようなように適用されているかについて、判例集の事例を採



り上げて検討することにする。

### 判例 1

被告人Aは一九八三年九月女性Bと結婚して、Aの父母と一緒に生活したのであるが、一九八四年冬、Aの父母が勤め先からも一つの住まいを分配されて、Aの父母と一緒に生活するには不便だから、A夫妻がそこに行って生活することを勧めた、Bは初めはその条件が悪いから行きたがらなかったが、Bの父母の勧めもあって移って生活した。このことをきっかけにBとAの父母との間に罅ができたのである。一九八五年六月Aの父が病気で入院したが、Bは自分が見舞いに行かないばかりでなく、Aの行くことさえ妨げた、そこでAとBは病院に行くことでたまたま喧嘩したのである。同年六月一七日AとBはまた病院に行くことで喧嘩したが、しゃくにさわってAがBの首を締め括って死亡させた、その後Aは公安局に行って自首したのである。

一九八五年一〇月二一日第一審のハルピン市中級人民法院は、被告人Aが家庭内の瑣細なことで、妻を殺すことは極悪な犯罪として、『中華人民共和国刑法』第三百二十二条、第五十三条の一の規定によって、故意殺人罪として死刑判決を下した。被告人は犯罪後の自首と被害者にも一定の責任があることを理由に控訴した。

第二審の黒竜江省高級人民法院は、被告人の殺人罪は残虐な犯罪ではあるが、被告人の自首反省の点と、被害者にもある程度責任があることから、直ちに死刑執行をしなくてもいい死刑政策に相応しいと認め、被告人の控訴を認めて改めて死刑執行猶予二年の判決を下した。<sup>62</sup>

### 判例 2

被告人劉建国は浙江省S市にある印刷工場の労働者だった。工場に入ってからまじめに仕事をしてS市の先進工作

者に選ばれたこともあったが、一九八三年、同じ工場の女子見習工Yと恋愛し始め未婚同居した。Yの父母は劉との恋愛に強く反対し、Yの弟を唆して二人を殴らせた。二人は殴られるのが恐くて同年の六、七月のあいだ二回とも広州等地に逃げて生活した。このため勤め先に無断欠勤約二週間をした。工場側は二人の未婚同居<sup>63</sup>と無断欠勤を理由に二人を除名処分した。

仕事を失った二人は生活するために、何回も工場側に仕事の回復を申し入れたが断られた。そしてほかの仕事場の応募にも、除名されたことが理由で断られた。これで劉はこのことでの処理の直接責任者Wを恨み始めた。一九八七年四月九日夜八時頃、劉は懐に包丁を隠してWの家に仕事の交渉に行ったが、話はうまく行かず、劉は包丁を持ち出して脅かし、Wに三年間の経済損失の賠償を要求した。Wは承諾したが、劉はさらに自分を除名した事件の経緯を紙面に詳しく書くことを命じた。Wの妻Kが隣に住む人々を呼んできた際、チャンスを見たWは劉を抱えたが、結局WとKは劉に体の数カ所を包丁で斬られた。劉はさらにはほかの部屋に飛び入り、Wの一三歳の子供の頭に重傷を負わせ、右手の指を二本も斬り落とした。

浙江省S市中級人民法院は、一九八七年五月五日劉を故意殺人罪と強盗罪で死刑判決を下した。劉は部分事実が確実でないことと量刑が重すぎることを理由に控訴した。

第二審の浙江省高級人民法院は、事実と証拠は充分ではあるが、本件は殺人未遂にとどまり、事案には複雑な原因があることを認めて、改めて執行猶予つき二年の死刑判決を言い渡した。<sup>64</sup>

### 判例3

被告人Aは一九六〇年偽造文書罪で三年間懲役に処されたことがある上に、一九六五年は密かに国境越え罪と毒品

販売罪で八年の懲役に処された前科者である。服刑中には集団反革命海外逃亡罪で刑が八年加えられたこともある。

一九八〇年六月には毒品販売罪で四年懲役に処されたが、六カ月減刑されて一九八三年九月釈放されたのである。

一九八五年一二月、AはB、C、Dとともにヘロインの密売買を企画した、B、C、Dが資金集めと仕入れを担当し、Aが販売することにした。一九八六年一月、AはB、C、Dからヘロイン一三五〇グラムを渡され、これを持ってS市で密かに取り引きするとき警察に逮捕されたのである。

第一審の雲南省昆明市中級人民法院は、被告人Aは毒品犯罪だけで二回とも処刑されたにも関わらず、釈放されて三年未満の間にまた罪を侵すことは、容赦されないし、累犯であることを理由に死刑判決を下した。

被告人は雲南省高級人民法院に控訴したが、法院側は控訴棄却とともに最高人民法院に、死刑の審査、許可を申請した。

最高人民法院はAの犯罪事実から見ると、処刑すべきではあるが、被告人が今度のヘロイン密売買では、販売だけを分担したと、逮捕後ほかの犯罪を摘発した点を持って、直ちに執行しなくてもいいと認めて、改めて執行猶予つき二年の死刑判決を言い渡したのである。<sup>(65)</sup>

#### 判例4

被告人Aは故意殺人罪で逮捕され、河南省S県留置場に收容されているうちに、窃盗罪で逮捕されたBと知り合った。自分の罪の重さを知っているAはBに脱獄しようと誘った、Bも十年ぐらいの懲役を覚悟しているから、Aの誘いに答えて脱獄の準備をし始めた。

一九八三年九月二二日の夜、二人は脱獄を試みたが失敗した。翌日の深夜、二人は警備が一人しかいないチャンス

を利用して、なんらかの嘘話で警官に近づき、事前に準備したもので警官を縛り付け、銃を奪って逃げ出した事案である。<sup>(66)</sup>

第一審のS地区中級人民法院は、被告人AとBをそれぞれ故意殺人、窃盗、脱獄罪で死刑判決を言い渡した。二人は量刑が重すぎることを理由に河南省高級人民法院に控訴した。

第二審の河南省高級人民法院は、犯罪事実を認定した上控訴棄却とともに、最高人民法院に死刑許可の申請をした。最高人民法院は被告人Aは故意殺人罪で起訴される前に、脱獄の首謀者になって再び罪を侵すことは、極悪な犯罪で死刑の判決が妥当だと認定したが、Bは窃盗と脱獄の罪を合わせると重く処罰すべきではあるが、脱獄罪での首謀でないのを理由に、改めて執行猶予つき二年の死刑判決を下した。

#### 判例5

被告人Aは電力設備破壊罪で指名手配中、Bと知り合った。一九八三年の春から一九八五年の四月まで、二人は四八回に渡ってS地方の一九の村で万ボルト輸電線路一一九二〇メートルと低圧輸電線路二四〇七五メートルを盗んで、これを廃品回収業者に売り、ほかにも大量の電力設備を破壊、盗んだのである。彼らの電力設備の破壊によってS地方の一〇一の灌漑用井戸が使用できず、四〇〇〇ヘクタールの農作物が大幅に減産されたほか、人々の生活にも大きな影響を与えた事案である。

一九八五年九月七日、第一審のS地区中級人民法院は、AとBを電力破壊の罪で死刑判決を下した。二人は量刑が重すぎることを理由に控訴した。

第二審の河北省高級人民法院は、Aに対しては控訴棄却とともに最高人民法院に死刑許可の申請をしたが、Bに対

しては初犯と従犯であることを理由に執行猶予二年つきの死刑判決を言い渡した。<sup>(67)</sup>

上の判例からわかるように死刑執行猶予は、被害者にも一定の責任がある場合、偶然に重い罪を侵した場合、被告人が犯罪後進んで罪を認めた場合、集団犯罪の中での役割などによって適用されるのであるが、適用の基準が曖昧との批判は、甘受せざるを得ないであろう。

#### 七、結びに変えて

死刑執行猶予制度は中国独特の刑罰制度である。この制度は死刑囚に生き残るチャンスを与えるばかりでなく、犯罪者を改造する面にその特色があるのである。死刑執行猶予制度ができてからいまままで、死刑執行猶予に処せられた犯罪者の絶対多数が、教育と改造を通じて社会に復帰し、新しい人間に生まれ変わったことは、この制度の優越性を証明することになるであろう。

刑罰の目的が犯人を教育し、改造させるにあるならば、懲罰はその手段に過ぎないのである。真に国家と人民の利益に特に重大な危害を与え、死刑にしなくては、社会秩序の維持ができない犯罪者をのぞいては、死罪を侵したとしても、新しい人間に生まれかわらせるのが刑罰の正しい発想ではなからうか。

死刑執行猶予制度の目的は、死刑の執行猶予を通じて、数多くの死刑に処せられた犯罪者を、寛大に処罰するところにある。<sup>(68)</sup>これが中国の『少殺』の原則と合致しているといえるだろう。死刑は執行されてしまったら、取り返しがつかない性質を持っており、実際に誤判も少なくないので、この欠点を補う制度としても、その意義は大きいであろう。死刑執行猶予制度は、犯罪者が自ら犯した罪を告白し、進んで自首することに役立ち、それをもう一歩進めて、

教育と改造を受ける基礎と条件を提供しているばかりでなく、さらに死刑廃止への過渡的な形式になりうる可能性を<sup>69</sup>持っていると言えるであろう。

死刑存廃論は古くて新しい問題である、日本における大勢は死刑存続に傾いているようである。<sup>70</sup> 存続論の大部分は、死刑がよいからというのではなく、死刑廃止は好ましいが、時期尚早であるからというのである。「時期尚早といつても、はたして何時になったら適当な廃止の時期が来ると言うのであろうか。世論が死刑廃止に賛成するにいたるまで待つと言うことであれば、それは百年河清を待つに等しいと言つてよい」ということになりはしないか。

死刑廃止の時期尚早論が根強く主張されている今日、過渡期における折衷案として、<sup>72</sup> 死刑執行猶予制度がいい方法ではなからうか。「刑事裁判は、神の審判を代行するものとして、一方で厳格でなければならぬとともに、他方で常に許しの手が延べられていることが必要であると思う。この制度が、犯人の過去の行為に対して厳しく責任を追及するとともに、判決後における犯人の悔い改めに対して、責任の減輕を量ることは、右の刑事裁判の要請に適合するものとして、意義深いものがあるものと信ずる。そして、これによって、世論と真にあるべき死刑の廃止との調和がもたれ、次第に死刑廃止へと世論を導いていくことができる。」<sup>73</sup> のではなからうか。

中国のこの制度の政治社会的背景が特異であることは上にも詳しく述べたが、このことをもって、政治洗脳には極めて有効な制度<sup>74</sup>ではあるがと、色眼鏡を通して理解することは妥当でないといつても過言ではないだろう。「死刑制度が目下の社会情勢から廃止できないものであるならば、死刑についても執行猶予制度を認め、改善刑としての性質を持たせることは、死刑制度の長所を保存しながら、短所を補正するものであり、賢明な刑事政策<sup>75</sup>」という指摘も首肯できる考え方はなからうか。

〔注〕

- (1) 櫻田忠実「死刑廃止への道」——死刑執行猶予制度の提案  
法学新報六六巻五号二六九頁

なお、死刑執行猶予の訳語については日本では統一されていない。中国語では「死刑緩期執行二年」で、簡略して「死緩」と呼んでいるが、日本では執行猶予つき死刑、執行延期つき死刑と訳されている。この制度が日本で注目されたのは、「四人組」の裁判報道の時であるが、当時各新聞社の報道も統一されていなかったのである。今になっても訳語は概ね二つに別れているが、執行猶予つき死刑のほうが多数で、日本の読者にもなじんでいることで、このように訳したのである。

- (2) 石堂功卓「死刑制度の再検討」中京法学第二九巻二、三、四合併号七一―七五頁
- (3) 飯田忠雄「中華人民共和国における刑罰思想と死刑の執行猶予制度」刑法雑誌一三巻二号一八九頁
- (4) 前掲注(3)、一八九頁
- (5) 前掲注(3)、一九〇頁
- (6) 飯田忠雄「中国の死刑執行猶予制度」法律時報一九七〇年五月号三八頁
- (7) 毛澤東「国家財政経済状況の基本的好転のために」毛澤東著作第三巻二四一頁
- (8) 人民日報一九五〇年七月二三日社説
- (9) 「反動会道門」とは旧中国の封建迷信性質の強い秘密結社で、「一貫道」、「先天道」、「九宮道」など名目の多い反社会的な組織である。解放後は取り締まられたのである。
- (10) 彭真「反革命抑圧及び反革命処罰条例の問題に関する報告」一九五一年二月二一日人民日報
- (11) 宮内裕「社会主義国家の刑法」有信堂文庫S三〇年一月版二三八頁
- (12) 「まじめに人民法廷を準備組織せよ」一九五〇年七月二七日人民日報社説
- (13) 一九五〇年七月一四日政務院第一次政務会議採択、中央人民政府申請批准、七月二〇日公布施行「人民法廷組織通則」  
第一条。

- (14) 宮内裕前掲論文二六〇頁

- (15) 一九五〇年七月二三日政務院、最高人民法院発布

- (16) 宮内裕前掲論文二六六頁
- (17) 彭真前掲報告
- (18) 宮内裕前掲論文二六九頁
- (19) 彭真前掲報告
- (20) 平野義太郎「中華人民共和国刑法及び人間改造」季刊法律学二七号二九頁
- (21) 陳広君「我国の死緩制度について」、鈴木敬夫編訳「中国の死刑制度と労働改造」一九九四年成文堂三七頁
- (22) 陳広君前掲論文三七頁
- (23) 前掲注(22)、三七頁
- (24) 前掲注(22)、三八頁
- (25) 宮坂宏「中国の死刑問題をめぐって」、社会改良九卷三、四号一九頁
- (26) 前掲注(25)
- (27) 前掲注(25)
- (28) 飯田忠雄訳廬蔚乾の「死刑の執行猶予問題」神戸学院法学二卷一号一三三頁
- (29) 陳広君前掲論文
- (30) 前掲注(29)、三九頁
- (31) 前掲注(29)、四〇頁
- (32) 宮坂宏前掲論文二〇頁
- (33) 前掲注(32)、二二頁
- (34) 陳広君前掲論文三八頁
- (35) 廬蔚乾前掲論文一三四頁
- (36) 飯田忠雄前掲論文注③一九三頁
- (37) 飯田忠雄前掲論文注⑥三九頁
- (38) 毛澤東「人民内部の矛盾を正しく処理するについて」、毛澤東 戦後著作集、尾崎庄太郎、浅井謙次編訳〔三一書房〕



(39) 毛澤東「人民民主独裁論」前掲注(38)

(40) 飯田忠雄前掲論文注③一九一頁

(41) 前掲注(40)

(42) 前掲注(41)

(43) 毛澤東「反革命にあたっては党の大衆路線を実施すべきである」日訳「毛澤東選集」第五卷六一頁

(44) 毛澤東「十大関係について」同上四三二頁

(45) 毛澤東「一九五七年夏季の情勢」同上七一〇頁

(46) 第五回全国人民代表大会第二次会議における彭真の刑法草案に関する報告

(47) 刑衆「死緩制度の必要性に関する試論」鈴木敬夫編前掲書九三頁

(48) 前掲注(47)

(49) 前掲注(48)

(50) 「改革開放と刑法の発展」楊敦先、曹子月編中国檢察出版社一九九三年一八五頁

(51) 陳広君前掲論文四二頁

なお、死緩制度については刑法の公布前、特に五〇年代においては賛否両論があったのである。廃止を主張する根拠は、①政治情勢に変化が生じたので必要がない、②減刑される可能性が高く、実際は自由刑と同じである、③二年間も生死が決定しない状態におかれ、犯罪者に与える精神的圧力が過大であり、人道主義の原則に反する、④際限のない寛大な政策である、⑤刑罰として不安定である、⑥死緩が有期刑に減刑されるのでは、無期刑よりも軽くなってしまい不均衡である、⑦手続きが繁雑である。これに対して存続を主張する理由は、①に対しては、反革命犯罪のみならず通常の刑事犯罪にも適用されているのであるし、死刑を少なくするという政策に合致しているのだから必要である、②に対しては、結果として減刑されているものが多いだけであって、死刑の一形式である死緩と自由刑とを混同してはならない、③に対しては、二年間の執行猶予期間は、犯罪者に新しい人間に生まれ変わるチャンスを与えるものであり、人道的である、④に対しては、死刑に処すべきものに対しては即時執行を持って対処しているのであり、際限のないものではない、⑤に対しては、死緩が生命刑と自由刑という二つの機能を兼ね備えているために、不安定な刑罰となるのはやむを得ない、⑥に対しては、犯罪者自身の努

力によって結果的に有期刑に減刑されたのであり、無条件に減刑されたのではないから不均衡とは言えない、⑦に対しては、手続きが繁雑であるからといって、その制度全体を否定する理由とはならないなどと反論すると同時に、死緩制度は、誤判を正す可能性を与えることができるし、死刑の廃止へと向かう過渡的なものであると主張する。

(52) 刑衆前掲論文九五頁

(53) 刑衆前掲論文九六頁、この点については、国からの統計数字は公表されていないが、いろんな論文あるいは文章から推定できる。

(54) 「全国刑法修士論文精選」一九八一—一九八八中国公安大学出版社四五—頁

(55) 前掲注(54)、五四頁

(56) 前掲注(55)

(57) 前掲注(56)

(58) 趙長青『死緩犯の「改造を拒み情状が悪質」の分析』鈴木敬夫編前掲一〇五頁

(59) 前掲注(58)、一〇五頁

(60) 陳広君前掲論文四七頁

(61) 前掲注(60)、四七頁

(62) 「刑事案例選編」人民法院出版社、一九九二年版、二四八頁

(63) 今から十年前まで、中国では未婚同居、浮気など異性間のことは「生活作風」に位置づけられ、社会的に厳しく非難され、国家幹部（日本の公務員にあたる）の場合は、行政処分になることもあるし、大学生の場合は除名処分を受けた例も少なくなかったのであるが、今は社会観念も大部変わったのが実情である。

(64) 前掲注(62)、二六〇頁

(65) 前掲注(62)、四七三頁

刑法典の毒品罪では最高刑が五年以上の有期刑だったのであるが、一九八二年三月八日の補充規定によって死刑にまで格上げされたのである。

(66) この事案は複雑で、十何人がこの脱獄に関わったのであるが、本分は死刑執行猶予制度を説明するためであるから、略し

てかいたのである。

(67) 「刑事案例精選」、法律出版社、一九九四年八月版、五一頁

(68) 陳広君前掲論文五〇頁

(69) 前掲注(68)、五〇頁

(70) 坂本武志「死刑の執行猶予」判例時報四〇五号五頁

(71) 前掲注(70)

(72) 前掲注(70)

(73) 前掲注(70)

(74) 団藤重光「死刑廃止論」、改訂版 一三四頁 有斐閣

博士は次のように述べている「一つの行き方として、中国には死刑の緩期執行〔死緩〕という制度があります。〔中華人民共和國刑法四三条以下〕。これは、即時執行の必要のある事案でない限り、法院が死刑の言い渡しをする際に、同時に二年の緩期執行を言い渡すという制度で、その二年間によくなれば無期徒刑に減じ、さらに有期徒刑にもなりうる。よくならなければ、最高人民法院の裁定ないし許可によって死刑を執行すると言うのです。簡単に言えば、死刑の執行猶予であります。この制度は洗脳のためには極めて有効な制度であるうと思いますが、これを採用するについては、いろいろと検討しなければならぬ問題があるうと思えます。中国で實際上この制度の狙いとされている政治犯の洗脳ということですが、そもそも大問題ですが、そればかりでなく、例えば、こういう制度のもとでは、死刑が裁判官によって多少とも安易に言い渡されるようになりはしないか、といったような問題があると思えます。私は以前、法制審議会の委員をしておりましたころ、刑事法特別部会では刑法の改正にあたってこの死刑の緩期執行の制度を取り入れることの検討を提案してみました。これは検討の提案の程度でありまして、それ以上に強く推進することはいたしませんでした。重要な研究問題であるうと思えます。」

(75) 飯田忠雄前掲論文四二頁